

○浜田市特定空家等対策事業実施要綱

平成24年9月28日告示第163号

浜田市特定空家等対策事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、浜田市空家等対策の推進に関する条例（平成28年浜田市条例第49号）第6条の規定に基づき、特定空家等（空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等をいう。以下同じ。）について、その所有者等から当該特定空家等に係る建物及び土地の寄附を受け、市において当該特定空家等に係る建物を除却し、その土地を地域において有効活用する事業（以下「特定空家等対策事業」という。）を実施することにより、居住環境の向上を図ることを目的とする。

(事業対象者)

第2条 特定空家等対策事業の対象となる者は、特定空家等に係る建物の所有者又はその相続人とする。

(対象となる特定空家等)

第3条 特定空家等対策事業の対象となる特定空家等は、次の各号のいずれかの区域に存する特定空家等のうち、その建物及び土地が別表に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、当該区域に準ずる区域に存する特定空家等を対象とすることができる。

(1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する用途地域の定められた区域

(2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第22条第1項の規定により指定された区域

(認定申請等)

第4条 特定空家等対策事業の適用を受けようとする者は、あらかじめ前条に規定する特定空家等に係る建物及び土地の要件について市長の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、特定空家等対策事業対象特定空家等認定申請書（様式第1号）を市長が別に定める期日までに市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の申請があったときは、速やかに実地調査をし、及び内容を審査し、要件に該当すると認めるときは、特定空家等対策事業対象特定空家等認定通知書（様式第2号）により認定申請者に通知するものとする。

4 前項の規定による審査は、浜田市特定空家等対策検討委員会において行うものとする。

5 浜田市特定空家等対策検討委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(寄附申出)

第5条 前条第3項の規定による認定を受けた者であって、特定空家等に係る建物及び土地を寄附しようとするもの(以下「申出者」という。)は、特定空家等対策事業(建物・土地)寄附申出書(様式第3号)に、次に掲げる書類を添えて、当該通知のあった日から45日を経過する日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 登記事項証明書
- (3) 登記原因証明情報兼承諾書
- (4) 印鑑登録証明書
- (5) その他市長が必要と認める書類

(除却決定等)

第6条 市長は、前条の申出があったときは、速やかに内容を審査し、建物及び土地の寄附を受け、特定空家等に係る建物を除却することを決定したときは、特定空家等対策事業除却決定通知書(様式第4号)により申出者に通知するものとする。

(土地の活用及び維持管理)

第7条 市長は、特定空家等に係る建物を除却したときは、地域住民と協力し、当該除却後の土地の有効活用を図るとともに、その維持管理を行うものとする。

(その他)

第8条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成24年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

附 則(平成28年3月23日告示第35号)

この告示は、平成28年3月23日から施行する。

附 則(平成29年2月24日告示第18号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成31年3月15日告示第42号)

この告示は、平成31年3月15日から施行する。

附 則(令和3年5月14日告示第120号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年5月14日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の浜田市特定空家等対策事業実施要綱の規定は、この告示の施行の日以後の申請に係る特定空家等について適用し、同日前の申請に係る特定空家等については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月4日告示第20号)

この告示は、令和4年3月4日から施行する。

附 則 (令和7年3月24日告示第38号)

この告示は、令和7年3月24日から施行する。

附 則 (令和8年3月25日告示第34号)

この告示は、令和8年3月25日から施行する。

別表 (第3条関係)

特定空家等対策事業の対象となる特定空家等の要件

区分	要件
建物	1 木造又は軽量鉄骨造であること。 2 浜田市に寄附をすることができること。 3 物権又は賃借権が設定されていないこと。 4 固定資産税を滞納していないこと。 5 市内に所在すること。 6 防災上周囲に対して危険性が高いこと。
土地	1 地域において有効活用ができること。 2 浜田市に寄附をすることができること。 3 物権又は賃借権が設定されていないこと。 4 維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 5 災害防止等の措置が必要でないこと。 6 維持管理に係る地域住民等の同意が得られること。 7 固定資産税を滞納していないこと。

備考 この表建物の項第1項及び第4項並びに同表土地の項第4項、第5項及び第7項については、特定空家等に起因する人の生命、身体又は財産に対する危害が道路、公園その他の公共の場所において生ずるおそれがあり、かつ、緊急を要すると市長が認めるときは、この限りでない。

様式省略